

地域包括支援センターにおける介護予防支援等業務の委託要件変更案について

介護保険法第115条の23第3項及び第115条の47第5項に基づき、指定居宅介護支援事業者に介護予防支援業務及び第1号介護予防支援業務の一部を委託している（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準第12条第1号）ところであるが、令和4年4月1日から委託要件を以下の案のとおり変更する。

1 委託要件の変更案

主任介護支援専門員が従事している居宅介護支援事業所は委託を受けることができるとする要件を追加する。

変更前	A、B、Cのいずれかの研修を受講した介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。 A：介護予防従事者研修 平成17年度～平成21年度に県又は指定都市が主催した研修の受講日。 B：介護支援専門員実務研修 平成18年度以降の介護予防支援業務に関する研修を含む「介護支援専門員実務研修」、「実務未経験者向け更新研修」及び「再研修（失効者向け）」の修了証明書の記載日。 C：地域包括支援センターが開催するケアプラン作成に関する研修
変更後	<u>主任介護支援専門員又は下記A、B、Cのいずれかの研修を受講した介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者であること。</u> (以下略)

2 委託要件の変更の理由

主任介護支援専門員研修内容に介護予防支援等に関するものが含まれているため。県内では藤沢市が同様の要件としている。

令和3年4月以降、新たに居宅介護支援事業所の管理者となる者は、主任介護支援専門員であることが原則求められており、それ以前に管理者になった者も2027年3月までに主任介護支援専門員の研修を受けることが求められている。つまり、2027年3月までには、すべての居宅介護支援事業所が委託を受けることができるようになる。

このことにより、委託を受けることができる居宅介護支援事業所が増加することになる。また、従来の要件確認の手間（過去の研修日の確認等）が減少することにより、委託の推進及び業務効率の向上を図ることが可能となる。